令和６年度
たじみのふくし

福祉行政の概要のご紹介

Ⅰ.　多治見市の人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１Ｐ
Ⅱ.　福祉全般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４Ｐ
Ⅲ.　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６Ｐ
Ⅳ. 介護保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３Ｐ
Ⅴ. 障がい者（児）福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９Ｐ
Ⅵ. 児童福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１Ｐ
Ⅶ. ひとり親（母子・父子）・女性福祉　・・・４３Ｐ
Ⅷ.医療と手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６Ｐ
Ⅸ. 生活福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８Ｐ
Ⅹ. 民生児童委員・主任児童委員　・・・・・・・・・５２Ｐ
Ⅺ. 市の福祉複合施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３Ｐ
Ⅻ. 多治見市社会福祉協議会　・・・・・・・・・・・・・５５Ｐ

多治見市

令和７年３月発行

はじめに

少子高齢化の進行、地域社会の変化など私たちを取り巻く社会は、様々な課題を抱え、社会福祉の分野においても、従来の仕組みだけでは十分に対応しきれなくなるなど、社会福祉のあり方自体が大きな課題となっています。

多治見市では、市民一人ひとりが、その人らしい生き方をその人の意志によって選択し、決定できる社会を実現することこそ社会福祉のあるべき姿であると捉え、市、市民、事業者そして地域社会が協力、連携し、様々な課題に対応していきたいと考えています。

そこで、多治見市の福祉行政の概要を紹介し、ご理解いただくために「令和６年度　たじみのふくし」を発行します。

広く地域福祉の発展に役立てていただければ幸いです。

令和７年３月
多治見市福祉課

目　次

Ⅰ　多治見市の人口

１．人口 …… 1
２．人口動態 …… 1
３．年齢構造 …… 2
４．将来の推計人口 …… 2

Ⅱ　福祉全般

１．健康・福祉に関する計画 …… 4
２．バリアフリー施策 …… 4
（１）多治見市バリアフリー基本構想 …… 4
（２）福祉環境整備指針 …… 4
（３）バリアフリー展 …… 4
（４）福祉教育読本 …… 5

Ⅲ　高齢者福祉

１．高齢者の状況 …… 6
２．介護予防・生活支援事業 …… 6
（１）総合事業の実施 …… 6
（２）緊急通報システム事業 …… 6
（３）配食型見守りサービス事業 …… 6
（４）救急医療情報キット事業 …… 7
（５）認知症高齢者等みまもりシール交付事業 …… 7
（６）生活支援短期宿泊事業 …… 7
（７）成年後見制度 …… 7
３．その他の生活支援サービス …… 8
（１）寝たきり高齢者等介護用品購入助成事業 …… 8
（２）寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 …… 8
（３）地域包括支援センター …… 8
４．生きがい対策 …… 9
（１）老人クラブ …… 9
（２）老人福祉センター …… 9
（３）敬老会 …… 9

５．施設福祉 ･･ 10
（１）養護老人ホーム･･ 10
（２）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）････････････････････ 10
（３）軽費老人ホーム ･･ 11
（４）有料老人ホーム ･･ 11
６．就業対策 ･･ 11
（１）シルバー人材センター ････････････････････････････････････ 11
７．ネットワーク活動 ･･ 12
（１）地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク会議 ････････････････････ 12
（２）『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』の活動 ･･････････････ 12

Ⅳ　介護保険
１．保険料 ･･･ 13
２．介護認定審査会 ･･･ 15
（１）認定者数 ･･ 15
（２）要介護度別認定者割合 ･････････････････････････････････････ 16
３．サービスの利用状況 ･･･ 16
（１）介護保険事業所 ･･･ 16
（２）低所得者支援 ･･･ 18
４．介護保険調整委員会 ･･･ 18

Ⅴ　障がい者（児）福祉

１．手帳の交付と相談 …… 19
（１）身体障害者手帳の交付 …… 19
（２）療育手帳の交付 …… 19
（３）精神障害者保健福祉手帳の交付 …… 19
（４）身体障害者・知的障害者相談員 …… 19
２．医療費の助成 …… 20
（１）自立支援医療 …… 20
（２）福祉医療 …… 20
３．障害福祉サービス …… 21
（１）居宅介護 …… 21
（２）重度訪問介護 …… 21
（３）同行援護 …… 21
（４）行動援護 …… 21
（５）療養介護 …… 21
（６）生活介護 …… 21
（７）短期入所（ショートステイ） …… 21
（８）重度障害者等包括支援 …… 21
（９）施設入所支援 …… 21
(10) 自立訓練 …… 21
(11) 就労移行支援 …… 22
(12) 就労継続支援 …… 22
(13) 就労定着支援 …… 22
(14) 自立生活援助 …… 22
(15) 共同生活援助（グループホーム） …… 22
４．相談支援 …… 22
（１）地域移行支援 …… 22
（２）地域定着支援 …… 22
（３）計画相談支援 …… 22

５．地域生活支援事業 …………………………………………… 27
（１）障がい者理解のための研修・啓発事業 …………………… 27
（２）障がい者・家族等の自発的活動支援事業 ………………… 27
（３）相談支援事業 ………………………………………………… 27
（４）成年後見制度利用支援事業 ………………………………… 27
（５）市民後見人等人材育成事業………………………………… 27
（６）コミュニケーション支援事業 ……………………………… 27
（７）日常生活用具給付等事業 …………………………………… 27
（８）意思疎通支援者養成事業…………………………………… 28
（９）移動支援事業 ………………………………………………… 28
（10）地域活動支援センター事業 ………………………………… 28
（11）訪問入浴サービス事業 ……………………………………… 28
（12）知的障害者職親支援事業 …………………………………… 28
（13）日中一時支援事業 …………………………………………… 28
（14）生活サポート事業 …………………………………………… 28
（15）社会参加促進事業 …………………………………………… 28
（16）重度訪問介護利用者の大学修学支援金 …………………… 29
（17）高額地域生活支援事業 ……………………………………… 29
６．補装具、その他の交付・給付 ………………………………… 29
（１）補装具の交付、修理 ………………………………………… 29
（２）重度障害者紙おむつ購入費助成事業 ……………………… 29
（３）重度身体障害者介助用自動車購入費等助成事業 ………… 29
（４）要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等整備事業 …… 29
（５）障害者交通費助成事業 ……………………………………… 30
（６）難聴児補聴器購入等助成事業……………………………… 30
７．障害者福祉タクシー利用料金助成 …………………………… 30
８．リフト付福祉タクシー運行料金助成 ………………………… 30

Ⅵ　児童福祉

１．保育園、認定こども園、小規模保育事業所 …… 31
（１）保育時間 …… 31
（２）休日保育 …… 32
（３）利用定員 …… 33
（４）一時的保育事業 …… 34
２．子育て支援短期利用事業 …… 35
３．地域子育て支援拠点事業 …… 35
４．子育て支援ネットワークづくり事業（利用者支援事業） …… 36
５．ファミリー・サポート・センター事業 …… 36
６．たじっこクラブ（放課後児童健全育成事業） …… 37
７．児童館・児童センター …… 38
８．障がい児福祉 …… 39
（１）要支援児保育 …… 39
（２）児童発達支援 …… 39
（３）保育所等訪問支援 …… 40
（４）放課後等デイサービス …… 40
９．家庭相談員 …… 42
10．虐待対応専門員 …… 42
11．子ども家庭総合支援拠点 …… 42

Ⅶ　ひとり親（母子・父子）・女性福祉

１．相談 …… 43
（１）母子・父子自立支援員 …… 43
（２）女性相談支援員 …… 43
２．母子・父子・寡婦福祉資金貸付 …… 43
（１）母子福祉資金 …… 43
（２）父子福祉資金 …… 44
（３）寡婦福祉資金 …… 44
３．高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金 …… 44
（１）高等職業訓練促進給付金 …… 44
（２）高等職業訓練修了支援給付金 …… 44
４．自立支援教育訓練給付金 …… 45
５．ひとり親高等職業訓練促進資金貸付…… 45

Ⅷ　医療と手当
１．福祉医療 …… 46
（１）子ども医療費助成 …… 46
（２）重度心身障害者医療費助成 …… 46
（３）母子家庭等医療費助成 …… 46
（４）父子家庭医療費助成 …… 46
（５）精神障がい者医療費助成 …… 47
２．手当 …… 47
（１）児童手当 …… 47
（２）児童扶養手当 …… 47
（３）特別児童扶養手当 …… 47
（４）特別障害者手当 …… 47
（５）障害児福祉手当 …… 47
Ⅸ　生活福祉
１．生活保護 …… 48
（１）生活保護の目的 …… 48
（２）生活保護の基準と種類 …… 48
２．生活困窮者自立支援事業 …… 49
（１）目的 …… 49
（２）事業の種類 …… 49
（３）相談窓口 …… 49
３．災害援護 …… 50
（１）災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金 …… 50
（２）災害見舞金 …… 50
（３）被災者生活・住宅再建支援金…… 51
４．日本赤十字社 …… 51
５．戦傷病者、戦没者等の遺族援護 …… 51

Ⅹ　民生児童委員と主任児童委員 …… 52

Ⅺ 市の福祉複合施設
１．総合福祉センター …… 53
２．サンホーム滝呂 …… 53
３．ふれあいセンター姫 …… 54
４．かさはら福祉センター …… 54

Ⅻ　社会福祉協議会

１．社協のあらまし　…………………………………………　55
（１）概要　…………………………………………………　55
（２）事業　…………………………………………………　55
２．地域福祉事業　……………………………………………　55
（１）地域福祉活動計画　………………………………………　55
（２）福祉委員　………………………………………………　55
（３）社協出前講座　……………………………………………　55
（４）ひまわりサロン　…………………………………………　56
（５）地域福祉協議会　…………………………………………　57
３．生活支援事業　……………………………………………　58
（１）車いす貸出事業　…………………………………………　58
（２）生活福祉資金貸付事業　……………………………………　58
（３）臨時特例つなぎ資金貸付制度　……………………………　58
（４）小口資金貸付事業　………………………………………　58
（５）日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援センター）　……　59
４．ボランティア活動支援事業　………………………………　59
（１）多治見市ボランティアセンター事業　……………………　59
（２）福祉共育支援事業　………………………………………　59
５．広報・啓発・相談事業　……………………………………　60
（１）多治見市社会福祉大会　……………………………………　60
（２）広報事業　………………………………………………　60
（３）相談事業　………………………………………………　60
６．共同募金　…………………………………………………　61
７．社会福祉事業基金　…………………………………………　61
８．市からの委託事業　…………………………………………　61

多治見市の組織機構図（令和６年４月１日）　抜粋

※　枠で囲った施設は、指定管理者制度により運営しています。

- 福祉部
  - 福　祉　課
    - 総合福祉センター
    - かさはら福祉センター
  - 高齢福祉課
    - サンホーム滝呂
    - ふれあいセンター姫
  - 子ども支援課
    - 小泉保育園
    - 双葉保育園
    - 共栄保育園
    - 池田保育園
    - 北野保育園
    - 旭ケ丘保育園
    - 市之倉保育園
    - 笠原保育園
    - 星ケ台保育園
    - 養正小学校附属幼稚園
    - 昭和小学校附属幼稚園
    - 明和幼稚園
    - 笠原小学校附属幼稚園
    - 精華小学校附属愛児幼稚園
    - 発達支援センター「わかば」
    - 坂上児童館
    - 中央児童館
    - 共栄児童館
    - 笠原児童館
    - 精華児童館
    - 旭ケ丘児童センター
    - 市之倉児童センター
    - 脇之島児童センター
    - 根本児童センター
    - 小泉根本児童センター

令和７年４月１日以降　組織改革により、福祉部門は下記のとおり変わります。

福祉部（福祉事務所）

- 福祉課
- 高齢福祉課
- 子ども支援課

令和７年度

市民福祉部	福祉課（★） 高齢福祉課（★） 保険年金課 市民課
こども健康部	こども家庭課（★） 保育幼稚園課（★） 保健センター

★…福祉事務所

Ⅰ　多治見市の人口

１．人口

令和６年４月１日現在で、多治見市の人口は 105,713 人です。令和５年と比べると、1,027 人の減少となっていて、近年は毎年減少することが続いています。

（各年４月１日現在）

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
総 人 口　（ 人 ）	109,816	108,931	107,443	106,740	105,713
前 年 比　（ 人 ）	−782	−885	−1,488	−703	−1,027
男 性 人 口（ 人 ）	53,461	53,074	52,302	51,926	51,421
女 性 人 口（ 人 ）	56,355	55,857	55,141	54,814	54,292
世 帯 数（ 世 帯 ）	47,030	47,338	47,164	47,673	47,993
前 年 比（ 世 帯 ）	+448	+308	−174	+509	+320
１世帯当たり人員（人）	2.34	2.3	2.28	2.24	2.20

２．人口動態

令和５年度中の出生は 486 人、死亡は 1,399 人で出生と死亡の差である自然増はマイナス 913 人です。また、転入は 3,455 人、転出は 3,564 人で転入と転出の差である社会増はマイナス 109 人です。

自然増減、社会増減ともにマイナスとなり、人口増加率は前年比 9.6%の減少となりました。

＜各年度中の増減＞

区　　分	平成 31 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
出　生　（ 人 ）	618	639	621	543	486
死　亡　（ 人 ）	1,232	1,211	1,283	1,371	1,399
自然増減　（人）	−614	−572	−662	−828	−913
転　入　（ 人 ）	3,673	3,153	2,707	3,651	3,455
転　出　（ 人 ）	3,772	3,294	3,432	3,528	3,564
社会増減　（人）	−99	−141	−725	+123	−109
その他※　（ 人 ）	−69	−29	−93	−111	−46
増減計　（ 人 ）	−782	−742	−1,480	−816	−1,068
人口増加率　（ % ）	−0.7	−0.8	−1.4	−0.8	−0.96

※　帰化、転出取消など

３．年齢構造

令和６年４月１日の年齢別人口を見てみると、年少人口（０～14 歳）は 11,279 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 60,460 人、高齢人口（65 歳以上）は 33,974 人となっています。総人口に占める割合では年少人口 10.7%、生産年齢人口 57.2%、高齢人口 32.1%となっています。

（各年４月１日現在）

区　　分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
年少人口　　（人）	12,654	12,419	12,102	11,723	11,279
年少人口割合　（%）	11.5	11.4	11.3	11.0	10.7
生産年齢人口　（人）	63,850	62,921	61,578	61,104	60,460
生産年齢人口割合（%）	58.1	57.8	57.3	57.2	57.2
高齢人口　　（人）	33,312	33,591	33,763	33,913	33,974
高齢人口割合　（%）	30.3	30.8	31.4	31.8	32.1

４．将来の推計人口

福祉施策を講じる際には、今後の人口構造の推移を予測し、想定される変化に対応させていく必要があります。多治見市では、令和２年の国勢調査に基づいて将来人口を推計しました。将来の年齢別人口割合の推移について、推計結果をグラフ（図１）で掲載しています。

＜表１　人口年齢構成の将来推移見込み＞

		令和２年 (2020 年)	令和７年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口	（人）	106,732	101,918	96,164	89,816	83,104
年少人口	（人）	12,280	10,991	9,624	8,665	7,768
（０～14 歳）	（%）	11.5	10.8	10.0	9.6	9.3
生産年齢人口	（人）	60,983	56,772	52,196	46,569	40,711
（15～64 歳）	（%）	57.1	55.7	54.3	51.8	49.0
高齢人口	（人）	33,469	34,155	34,344	34,582	34,625
（65 歳以上）	（%）	31.4	33.5	35.7	38.5	41.7

※令和２年は統計値、令和７年以降は推計値です。

出展「第８次多治見市総合計画に伴う将来人口推計」

＜図１　年齢別人口割合の推移＞

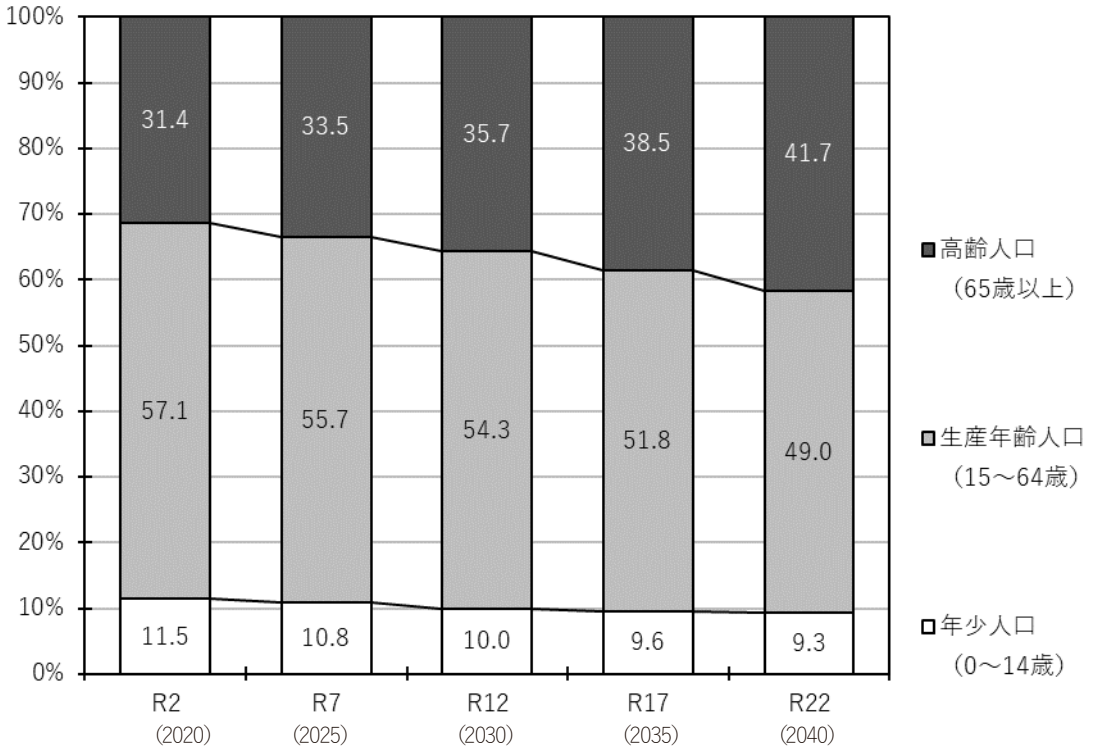

※令和２年は統計値、令和７年以降は推計値です。

Ⅱ　福祉全般

１．健康・福祉に関する計画

近年、「福祉行政の計画化」が市町村に求められるようになり、本市でも、次のような計画を策定し、推進を図っています。

名　　称		策定年度	計　画　期　間
第５期 多治見市地域福祉計画		令和５年度	令和６年度～令和10年度
第８期 多治見市障害者計画 第７期 多治見市障害福祉計画 第３期 多治見市障害児福祉計画		令和５年度	令和６年度～令和８年度
たじみ子ども未来プラン	第２期 多治見市子育ち支援事業計画	令和元年度	令和２年度～令和６年度
	第２期 多治見市次世代育成支援対策行動計画	平成26年度	平成27年度～令和６年度
多治見市高齢者保健福祉計画2024	第９期 多治見市老人福祉計画	令和５年度	令和６年度～令和８年度
	第９期 多治見市介護保険事業計画		
たじみ健康ハッピープラン(第２次)		令和５年度	令和６年度～令和17年度

２．バリアフリー施策

（１）多治見市バリアフリー基本構想

平成 18 年に策定した「多治見市交通バリアフリー基本構想」では、ＪＲ多治見駅周辺地区における、高齢者や障がい者等の移動等の円滑化に係る取り組みを促進しています。(令和５年３月改訂)

（２）福祉環境整備指針

建物、道路、公園、駐車場などを、だれもが安心して利用できるよう、福祉環境の整備基準を定めています。(平成 27 年度改訂)

（３）バリアフリー展

毎年１回、バリアフリーの推進とバリアフリーの意識の高揚を図るため、市役所駅北庁舎で展示を行っています。

障がい者就労支援施設等の紹介や製品の展示を行っています。

（4）福祉教育読本

小学生、中学生の福祉教育の教材として、福祉教育読本を作成し、タブレット授業に対応できるようにデータ化しています。

わたぼうし （小学生用）	福祉について身近なところからいろいろな工夫を見つけ出し、体験し、考えることにより、思いやりや助け合いの心を培うための教材です。（令和３年度改訂） 右の QR コードからご覧いただけます。（多治見市ホームページ） わたぼうし
ひろがる！ （中学生用）	思いやりや助け合いの心を培うとともに、心のバリアフリーを学ぶための教材です。（令和３年度改訂） 右の QR コードからご覧いただけます。（多治見市ホームページ） ひろがる！

Ⅲ　高齢者福祉

１．高齢者の状況

高齢者福祉サービスにおいては、65 歳以上の方を対象としてサービスを実施しています。
本市における高齢者の状況は、次のとおりです。
老年人口及び高齢化率は、ともに増加の一途をたどっています。

（各年４月１日現在）

区　　分	令和４年	令和５年	令和６年
総 人 口　（ 人 ）	107,443	106,740	105,713
老 年 人 口（ 人 ）	33,763	33,913	33,974
高 齢 化 率（ % ）	31.4	31.8	32.1

２．介護予防・生活支援事業

（１）総合事業の実施

高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援するため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を行っています。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス（ホームヘルプ）と通所型サービス（デイサービス）があります。一般介護予防事業では、介護予防普及啓発のための講座などを開催しています。

（２）緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の緊急時に対応するため、緊急通報システム（ペンダント付の緊急通報装置）を貸与しています。

緊急通報システムは、緊急時に装置又はペンダントの緊急ボタンを押すと、消防署に通報されるシステムになっており、このシステムを設置することにより、ひとり暮らしの高齢者の精神的不安感を和らげるとともに、円滑な救命を行うことができます。

（３）配食型見守りサービス事業

日常的に家族・親族による安否確認ができない高齢者等に対して、民間事業所が定期的に食事を配達し、高齢者等利用者の安否確認を行うものです。

（4）救急医療情報キット事業

災害時要援護者登録台帳に登録されている方または、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等にかかりつけ医、持病、緊急連絡先等の情報を記載した用紙を入れるキット（プラスチック容器）を配布します。これを冷蔵庫に入れておき、救急車が必要になった場合、救急隊員がそれを素早く持ち出し情報を把握できます。

（5）認知症高齢者等みまもりシール交付事業

認知症などにより、行方不明になる可能性のある市内在住の在宅で生活する高齢者に、衣服等に貼る QR コード付きのラベル・シールを交付します。シールを貼付けた行方不明者の QR コードが読み取られると、保護者に瞬時に通知メールが届き、早期発見、保護につながります。

（6）生活支援短期宿泊事業

おおむね 65 歳以上の方のうち、要介護者に該当しないが、社会適応が困難である方や、自宅の焼失などの環境上の理由により在宅生活を営むことが困難な方に対して、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームでショートステイを実施しています。

（7）成年後見制度

認知症の方、知的障がい・精神障がいのある方など判断能力が不十分な方に代わって、財産の管理・身上監護についての契約や遺産分割等の法律行為を行い、保護・支援する制度です。

＜関係機関連絡先＞

機関名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 東濃成年後見センター	多治見市総合福祉センター３階 （多治見市太平町２－39－１）	0572-22-6248
東濃権利擁護センター （中核機関）	多治見市総合福祉センター３階 （多治見市太平町２－39－１）	0572-26-7422

３．その他の生活支援サービス

（１）寝たきり高齢者等介護用品購入助成事業

在宅生活を送る要介護４又は要介護５の寝たきり高齢者等が紙おむつ等の介護用品を購入する場合、費用の一部を助成しています。

（２）寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者などが、健全で安らかな生活をするため、年に２回、利用料の１割負担で寝具等の丸洗い、乾燥をしています。

（３）地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防、総合相談、権利擁護、ケアマネジャー支援等の事業を行います。

施　設　名	所　在　地	電話番号
太平地域包括支援センター	太平町２－39－１ （総合福祉センター内）	0572-25-1135
滝呂地域包括支援センター	滝呂町10－87－４ （サンホーム滝呂内）	0572-24-5562
南姫地域包括支援センター	大針町80－２ （ふれあいセンター姫内）	0572-20-2021
笠原地域包括支援センター	笠原町2900－６ （かさはら福祉センター内）	0572-45-0007
精華地域包括支援センター	十九田町１－10 （ニコニコ支援センター精華内）	0572-25-2511
北栄地域包括支援センター	旭ケ丘７－15－１ （養護老人ホーム多容荘内）	0572-27-2211

４．生きがい対策

（1）老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の人が、老後の生活を生きがいのあるものにするために、自主的に結成し会員一人ひとりが会費を出し合って運営している団体です。

老人クラブでは、健康・友愛・奉仕の三大運動を中心に幅広い活動を行っています。

一つの老人クラブ（単位クラブ）の会員数は 25 人以上とし、代表者（単位クラブ会長）を会員の互選で選出します。また、単位クラブに対して市が活動費の一部を補助しています。

単位クラブが集まって、多治見市悠光クラブ連合会を結成しています。連合会は連合会としての活動を行うとともに、岐阜県老人クラブ連合会に加入して、県の連合会の行事にも参加するなど、積極的に活動しています。

単位クラブの事業……友愛訪問活動、環境美化活動、親睦研修旅行、健康体操、趣味講座、交通安全教室等

連合会の事業……福祉大会、グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ大会、芸能祭、作品展、交通安全推進大会等

（2）老人福祉センター

老人福祉センターは、おおむね 60 歳以上の人が健康増進・教養の向上・レクリエーション（カラオケ・囲碁将棋等）の場として利用する施設です。

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
多治見市老人福祉センター	太平町２－39－１ （総合福祉センター内）	25-1133（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
多治見市滝呂老人福祉センター	滝呂町 10－87－４ （サンホーム滝呂内）	24-5560（内線 13）
多治見市南姫老人福祉センター	大針町 80－２ （ふれあいセンター姫内）	20-2020（内線 19）

※事業内容　生活相談・健康相談・生業及び就労の指導・機能回復訓練・教養講座など

（3）敬老会

80 歳以上、90 歳、100 歳の方を対象に長寿をお祝いします。

年　齢	内　容
80 歳以上	区主催の敬老会において、長寿をお祝いします。
90 歳	市主催の敬老会において、長寿をお祝いします。
100 歳	市長が対象者宅を訪問し、長寿をお祝いします。

５．施設福祉

（１）養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設で、入所対象者を「65 歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な人」と定めています。

入所希望者、扶養義務者から入所を希望する事情等を調査したうえで、入所判定委員会において入所の適否を判断します。

＜近隣の養護老人ホーム一覧＞　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	設置主体	所　在　地	電話番号
多容荘	（福）陶都会	多治見市旭ケ丘７-15-１	0572-27-6778
さわやか　日本ライン	（福）慈恵会	加茂郡坂祝町黒岩 149-２	0574-50-1752
さわやか　長楽荘	（福）慈恵会	可児郡御嵩町井尻 65-１	0574-67-8321
千寿の里　西小田	（福）千寿会	瑞浪市西小田３-221	0572-66-1030

（２）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護を必要とし、自宅で生活をすることが困難な、寝たきりの人や認知症の人に、専門の介護を行う生活施設です。原則として、介護保険制度を用いて入所します。

＜特別養護老人ホーム＞　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号
清凉苑	旭ケ丘７-17-１	0572-29-1185
エバーグリーン	小名田町西ヶ洞１-325	0572-21-5135
かさはら陶生苑	笠原町 2854-１	0572-45-2181
たじみ陶生苑	小名田町小滝５-411	0572-25-6997
ビアンカ	上山町１-97-２	0572-25-0780
ベルツリー	脇之島町３-16-１	0572-22-4434
ジョイフル多治見	音羽町１-235	0572-21-1711

＜地域密着型介護老人福祉施設（定員が 29 人以下の小規模な施設）＞

（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電話番号
小規模特別養護老人ホーム エバーグリーン	小名田町西ヶ洞１-325	0572-21-5135
特別養護老人ホーム 浩養園	京町６-13-２	0572-26-8636

（３）軽費老人ホーム

原則 60 歳以上で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安のある方で、自宅での生活が困難な方が入居できる施設。食事が提供されるＡ型と自炊のＢ型、食事が提供されて在宅サービスが利用できる「介護型」（ケアハウス）に分かれます。

介護保険の特定施設に指定されている場合、「特定施設入所者生活介護」が受けられます。

（４）有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、食事の提供やその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設です。（以下の３つのタイプがあります。）

①介護付有料老人ホーム（介護保険の介護サービスを提供する有料老人ホーム）

入居していて介護が必要となったときには、そのまま介護サービスが受けられます。

サービスをホームの職員が提供する「一般型」と外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」があります。

介護保険の特定施設に指定されている場合、「特定施設入所者生活介護」が受けられます。

②住宅型有料老人ホーム（自ら介護保険の介護サービスを提供しない有料老人ホーム）

介護が必要となった場合、ホーム外部の介護事業者と別途契約を結び、介護保険サービスを利用しながらホームでの生活を継続することが可能です。

③健康型有料老人ホーム（岐阜県内には該当施設はありません）

介護が必要となった場合、ホームで介護サービスは受けられません。入居契約を解除して退去しなければなりません。

６．就業対策

（１）シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域において、雇用関係のない補助的、短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供し、報酬を支払っています。

（公社）多治見市シルバー人材センター

所在地：池田町２-103

電話番号：0572-23-6677

７．ネットワーク活動

（１）地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者が地域で安心して暮らすために、高齢者の状況に適した多様な支援を継続的かつ包括的に提供することが必要になります。高齢者虐待防止の対応を強化することも含め、地域包括ケア体制を進めるためにこの会議を開催します。

委員構成…医療機関、警察、消防、東濃成年後見センター、民生児童委員代表、介護サービス事業者、多治見市ケアマネジャー連絡協議会、地域包括支援センター、保健センター、高齢福祉課、その他高齢者福祉に関する機関

（２）『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』の活動

高齢者見守りネットワークを踏襲した「孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊」は、孤立死や虐待死をなくすことを目指し、市内の各家庭を巡回する事業所等の協力を得て、平成 26 年７月１日に 84 事業所の加盟により発足しました。

日常業務中、市民に異変を察知した場合、速やかに情報提供していただき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が協力しながら状況確認を行うとともに、必要に応じて救助や福祉サービスの提供につなげるシステムです。高齢者に限定されず、子どもを含めた市民全員が対象です。

＜加盟団体＞

民生児童委員協議会、多治見市悠光クラブ連合会、電力会社、運送会社、タクシー会社、ガス・燃料販売店、銀行、牛乳・新聞販売店、生活協同組合、薬局など（令和７年１月１日現在 102 事業所）

＜取組み＞

① 加盟協力団体に通報ガイドラインの周知をします。

② 連絡会議を定期的に行い、情報の共有を図ります。

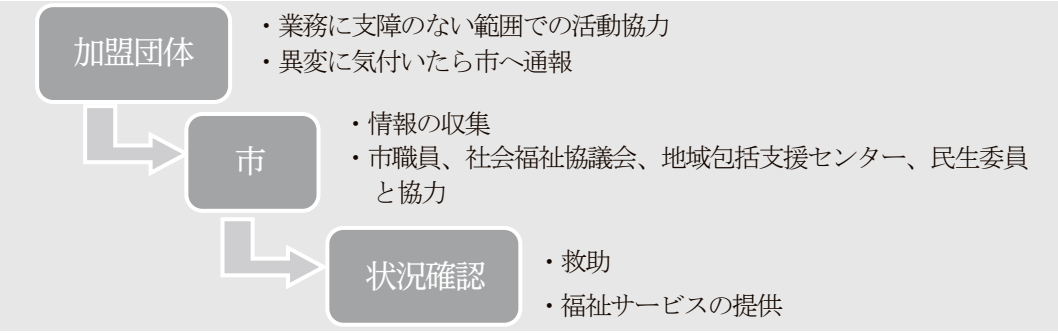

Ⅳ　介護保険

介護保険は社会全体で介護を支える制度で、平成 12 年 4 月にスタートしました。

40 歳以上の人が介護保険料を払い、介護が必要になったら市に要介護認定の申請をします。

「要支援１、２」又は「要介護１～５」のいずれかに認定されると必要な介護保険のサービスが１～３割の自己負担で利用できます。運営主体（保険者）は多治見市です。

１．保険料

介護保険制度では安定的に運営できるようなしくみを設けており、総費用から利用者負担を除いた額の半分を公費（税財源）で賄っています。その内訳は国 25%（調整交付金５％を含む。）県 12.5%、市町村 12.5%となっています。そして、残りの半分は保険料財源で賄っています。

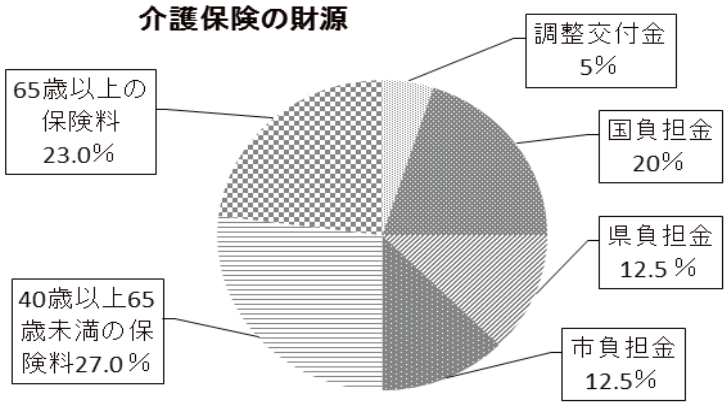

65 歳以上の方の保険料（第１号被保険者の保険料）は市町村ごとに決められます。介護が必要な方が何人いて、どのくらいのサービスを利用されるかを計算して定めています。介護保険料は、基準額月額（5,950 円）をもとに所得に応じて 15 段階に設定されています。

＜令和６年度　介護保険料＞

	対象となる人	保険料率	保険料年額
第１段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者および住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万9,０００円以下	基準額×0.285	20,340 円
第２段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が１２０万円以下	基準額×0.485	34,620 円
第３段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が１２０万円を超える	基準額×0.685	48,900 円
第４段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万９，０００円以下	基準額×0.90	64,260 円
第５段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万９，０００円を超える	基準額×1.00	71,400 円
第６段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が１２０万円未満	基準額×1.15	82,110 円
第７段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満	基準額×1.30	92,820 円
第８段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満	基準額×1.50	107,100 円
第９段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が３２０万円以上４００万円未満	基準額×1.70	121,380 円
第 10 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が４００万円以上４２０万円未満	基準額×1.80	128,520 円
第 11 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が４２０万円以上５２０万円未満	基準額×1.90	135,660 円
第 12 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満	基準額×2.00	142,800 円
第 13 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が６２０万円以上７００万円未満	基準額×2.10	149,940 円
第 14 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が７００万円以上１，０００万円未満	基準額×2.30	164,220 円
第 15 段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が１，０００万円以上	基準額×2.40	171,360 円

※　40 歳以上 64 歳以下の方の保険料（第２号被保険者の保険料）は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収されます。保険料率は各保険者によって異なります。

２．介護認定審査会

介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや認知症などサービスを必要とする状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。この認定を行う介護認定審査会の委員は保健・医療・福祉の専門家で、７合議体、56 名の審査委員で構成されています。

（１）認定者数

認定者数は平成 12 年４月に 1,543 人だったのが、令和６年３月には 5,417 人と増加しています。高齢者人口の増加が大きな要因ではありますが、図１のように高齢者人口（第１号被保険者）の伸び率より認定者数の伸び率が増加していることから、認定者自体が増加していることが分かります。

図１　認定者数の被保険者に対する伸び率
（H12年4月を100としてみた伸び率）

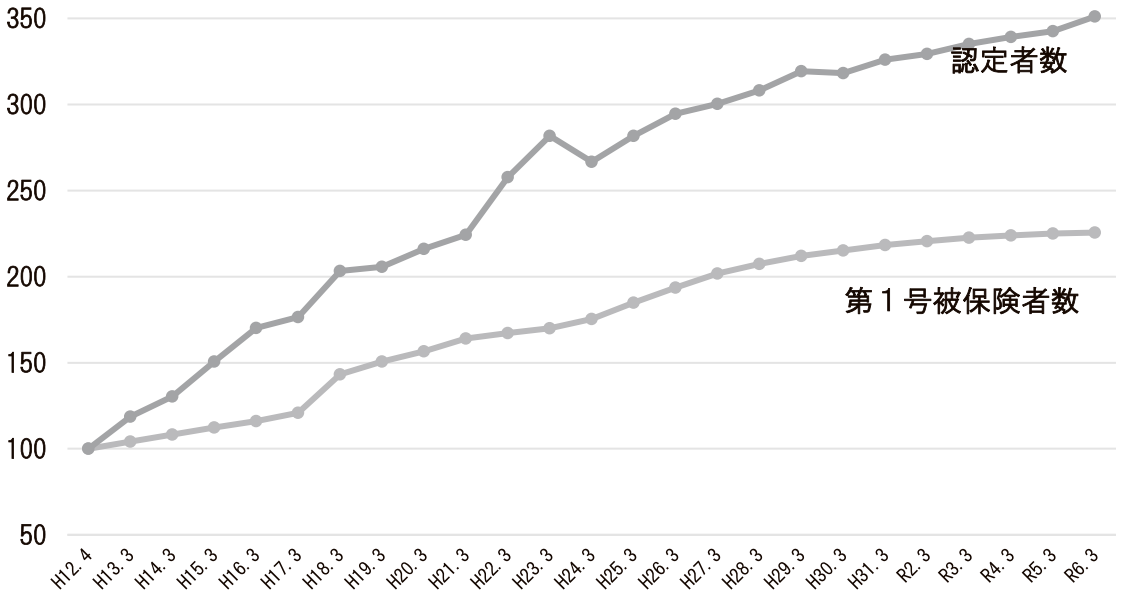

（２）要介護度別認定者割合

図２　要介護度別認定者割合

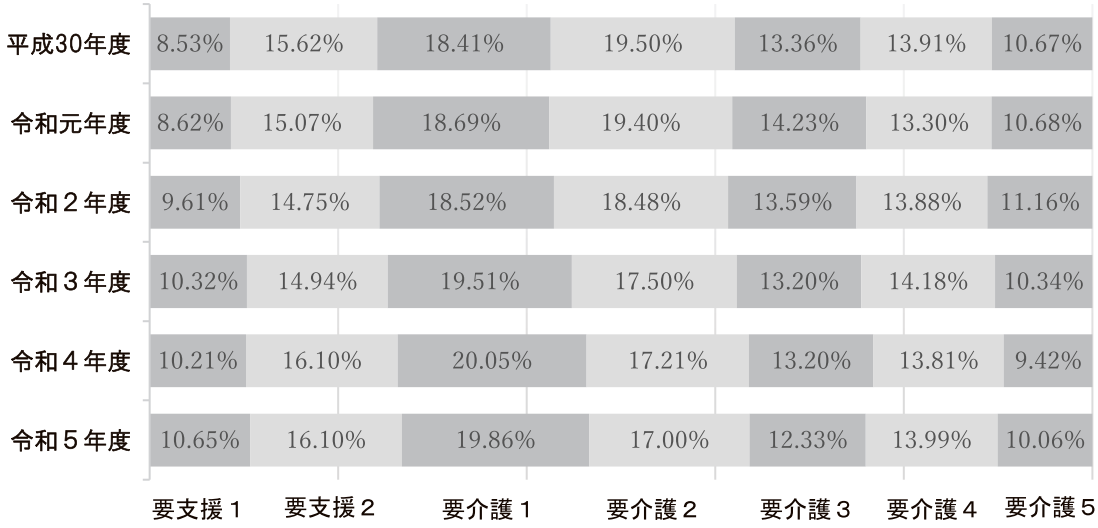

３．サービスの利用状況

（１）介護保険事業所

介護保険制度で利用できるサービスは表１のとおりで、多治見市内で開設している事業所数は表2のとおりです。要支援１・2 の認定を受けられた方は、介護予防のサービス（表１の囲っているサービス）を受けられません。

＜表１　サービスの内容＞

区　　分	サ　ー　ビ　ス
居宅サービス 地域密着型サービス	**訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、**地域密着型介護老人福祉施設、**特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修**
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
居宅介護サービス計画作成	居宅介護支援

＜表２　市内の介護保険事業所＞　　（令和６年 12 月１日現在）

区　　分	サ　ー　ビ　ス	事業所数
居宅サービス 地域密着型サービス	訪問介護	34
	訪問入浴介護	1
	訪問看護	14
	訪問リハビリテーション	2
	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	1
	通所介護（※１）	22
	地域密着型通所介護	26
	通所リハビリテーション	3
	短期入所生活介護	8
	短期入所療養介護	3
	認知症対応型共同生活介護	13
	小規模多機能型居宅介護	3
	地域密着型介護老人福祉施設	2
	特定施設入所者生活介護	5
施設サービス	指定介護老人福祉施設	7
	介護老人保健施設	3
	介護医療院	1
居宅介護サービス計画作成	居宅介護支援	26

※総合事業のみ指定を受けている事業所１を含む。

（２）低所得者支援

①保険料の減免

災害や重大な障がいにより、世帯の生活が著しく困難となり、利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、支払能力に欠けると認められる場合は、保険料の減免措置を受けることができます。

②社会福祉法人等による利用者負担金の軽減

介護保険サービスを行う社会福祉法人等（本市に対し利用者負担金軽減申出書により軽減を申し出ている社会福祉法人等に限る）において、生計が困難な方に対して、利用者負担金の減免措置を受けることができます。

４．介護保険調整委員会

介護相談員５名、訪問相談員２名で組織され、介護保険サービスの利用に伴う利用者の苦情等を調査・調整します。

介護相談員は、随時の相談（前日までの予約）に対応します。また、原則２か月に１回全体会を開催し情報を共有します。

訪問相談員は、介護サービス事業所へ月１回以上訪問し、事業所の状況や利用者の様子を確認し、全体会議に報告します。

Ⅴ　障がい者（児）福祉

１．手帳の交付と相談

（１）身体障害者手帳の交付

手帳の交付は、視覚、聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能・肝臓）の障がいについて、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。障がいの程度により１級から６級までの等級区分があり、１級が最重度となります。

（２）療育手帳の交付

手帳の交付は、東濃子ども相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対し、知事が決定します。Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に区分され、Ａ１が最重度となります。

(3)精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある人を対象とした手帳交付制度です。手帳は知事の決定により交付します。障害の程度により１級から３級までの区分があり、１級が最重度となります。

（４）身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員 15 名、知的障害者相談員３名が、それぞれ障がい者の地域生活、援護などについて相談に応じています。身体障害者更生相談は毎月第１月曜日（祝日及び１月２日～３日の場合は第２月曜日）に、知的障がい者なやみごと相談を毎月第１木曜日（祝日及び１月２日～３日の場合は第２木曜日）に総合福祉センターで行っています。※日程は祝日等により変更することがあります。広報紙に掲載していますのでご参照ください。

＜身体障害者相談員業務状況＞

相談内容：身体障害者手帳の交付、更生医療・医療費、補装具・日常生活用具、職業、施設入所・利用、貸付資金、年金・手当、税金・料金割引、結婚、生活、その他の援護制度

相談形態：訪問相談、自宅相談、その他

＜知的障害者相談員業務状況＞

相談内容：療育手帳の交付、補装具・日常生活用具、職業、施設入所・利用、貸付資金、年金・手当、税金・料金割引、結婚、生活、その他の援護制度

相談形態：訪問相談、自宅相談、その他

２．医療費の助成

（１）自立支援医療

①更生医療

身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復又は障がいを軽減、改善するために医療が必要な場合、医療費を助成します。

人工透析、人工股関節置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術等の特定医療に対して支給されます。

②育成医療

18 歳未満で、身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、治療により確実にその障がいや疾患が軽快すると期待できる場合、その医療費の一部を給付します。

③精神通院医療

精神疾患を有し、通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担分を軽減する制度です。この制度を利用する人には、受給者証が発行されます。

なお、市民税非課税者については、自己負担分についても、下記 福祉医療の助成制度により、助成されます。

（２）福祉医療　〔担当課：保険年金課〕

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の級、療育手帳の判定によって、病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成されます。（詳しくは、P.46「Ⅷ　医療と手当」を参照してください。）

３．障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、障がいの種別（身体、知的、精神、難病等）にかかわらず、その人が必要とするサービスが受けられるようサービス内容が一元化されています。具体的には以下のようなサービスを行っています。

（１）居宅介護

自宅で入浴、排泄及び食事の介助などを行います。

（２）重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。

（３）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事等の介護、外出する際に必要となる援助を行います。

（４）行動援護

判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援などを行います。

（５）療養介護

医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活での介助を行います。

（６）生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄及び食事の介助などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

（７）短期入所（ショートステイ）

施設での短期間の入浴、排泄及び食事の介助などを行います。（夜間も含みます）

（８）重度障害者等包括支援

介護の必要がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

（９）施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄及び食事の介助などを行います。

(10) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(11)就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(12)就労継続支援

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(13)就労定着支援

一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います。

(14)自立生活援助

一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。

(15)共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

４．相談支援

（１）地域移行支援

入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います。

（２）地域定着支援

居宅で単身等の生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います。

（３）計画相談支援

障がい福祉サービスを適切に利用できるようサービス等利用計画の作成や見直しを行うとともに指定事業者等との連絡調整を行います。

＜近隣の身体障がい者施設＞　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地
県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市陶町 657－34
飛翔の里第二生活の家	中津川市千旦林源済 1632－75
長良医療センター	岐阜市長良 1300－７
県立陽光園	美濃市立花 1155－5
県立三光園	山県市大桑 3606
春日苑	春日井市廻間町 703－1
夢の家	春日井市明知町 1030－１
東名古屋病院	名古屋市名東区梅森坂５－101
青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井５－89

＜近隣の知的障がい者施設＞　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地
第一陶技学園（入所部）	多治見市姫町２－２
第二陶技学園	多治見市姫町２－２
岐阜県立はなの木苑	土岐市泉町久尻 1512－２
陶技学園みずなみ荘	瑞浪市稲津町萩原 1660－182
恵那たんぽぽ作業所	恵那市長島町久須見 1083－35
アメニティーハウス・エナ	恵那市長島町久須見 1083－35
可茂学園	可児市瀬田 1648－９
しおなみ苑	加茂郡八百津町南戸 397－４
ひまわりの丘	関市桐ケ丘３－２
県立ひまわりの丘第二学園	関市桐ケ丘３－２
県立ひまわりの丘第三学園	関市桐ケ丘３－２
美谷の里	関市武芸川町谷口 2069
岐阜県立みどり荘	岐阜市中西郷１－55

＜近隣のグループホーム＞　　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地
共同生活とうぎ	多治見市姫町２－２
ＣＳポート	多治見市平和町６－364
同朋会東濃ケアホーム	多治見市笠原町 1661－４
Gio Home	多治見市大正町１－４－２
こだまのいえ IP 北丘	多治見市北丘町８－１－269
優が丘ホーム	多治見市旭ケ丘７－16－57
和	多治見市東町２－47－６
グループホームさんらいず	多治見市笠原町 1647－95
共同生活ラップ	多治見市池田町４－197
グループホームほたるの里　多治見	多治見市平和町７－46
あいぽいんと新冨	多治見市新富町２－15－３
グループホームひばり	多治見市生田町４－13
共同生活ソラグループ	多治見市平野町１－24－１
ホーリークロスヴィレッジ	土岐市泉岩畑町３－２
恵那たんぽぽグループホーム　１	恵那市長島町久須見 1083－35
恵那たんぽぽグループホーム　２	恵那市長島町久須見 1083－35
障害者地域支援センター　結	中津川市栄町１－１
ホーム・ラミー	岐阜市芥見１－266
くわばら荘	羽島市桑原町小藪 875－１
美谷ホーム	関市武芸川町谷口 2069
福祉ハウスａｉ	各務原市鵜沼朝日町４－259－１
医療法人春陽会	郡上市美並町大原 316
フレンドホームこすも	小牧市池之内 1270－１
わかみずグループホーム	名古屋市千種区上野３－９－15

＜近隣の障がい者通所施設＞　　（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会優が丘	多治見市旭ケ丘７－16－71
C-POWER WorkingSupport ドーラ	多治見市池田町１－78
そら	多治見市池田町５－53
SWINGU	多治見市池田町１－78
ピュアハート姫	多治見市大薮町 849－１
フレンズ	多治見市京町２－185
COLOR WORK	多治見市宝町２－９
りあん	多治見市光ケ丘４－27－５
TRID	多治見市宮前町１－145－３
けやき	多治見市平和町６－364
第２けやき	多治見市平和町５－28
第３けやき	多治見市平和町７－23
第４けやき	多治見市平和町７－49
就労継続支援Ｂ型ひまわり	多治見市虎渓山町５－30－15
ペイフォワード多治見	多治見市太平町４－34－３
パテ	多治見市池田町１－78
Hitsujigumo・Sun	多治見市本町３－３－５
障がい者就労継続支援Ａ型事業所　あいぽいんと	多治見市山下町 11－２
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 なごみの杜「かさはら」	多治見市笠原町 2200－230
はだし工房共同作業所	多治見市笠原町 1647－788
天使の居場所	多治見市前畑町５－21－1
東濃自閉症援助センター「かさはら」	多治見市笠原町 1661－５
ホーリークロスワーク	土岐市泉町久尻 2431－160
東濃ワークキャンパス	土岐市泉町河合 1124－１
シンセリティー　土岐事業所	土岐市泉町久尻 1447－23
就労支援多機能型事業所ニッチ	土岐市泉岩畑町４－12
クローバー工房	土岐市泉が丘４－134
アルムの家	土岐市土岐口中町４－96
生活支援ハウス un・un	土岐市肥田町浅野 799

縁	土岐市土岐津町土岐口 2339－1
寺子屋	土岐市泉町久尻 50－17
こだま	土岐市泉神栄町 1－7
恵那たんぽぽ作業所　通所部	恵那市長島町久須見 1083－35
ウェル協和	恵那市長島町中野 1269－2
けやき可児	可児市広見 661－２
コペルコ可児	可児市広見 1119－3
笑夢	可児市広見 1302－30
コンパス	可児市川合 862－1
笑留	可児市広見 2－17

５. 地域生活支援事業

（１）障がい者理解のための研修・啓発事業

障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるため、研修及び啓発を行います。

（２）障がい者・家族等の自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族及び地域住民などにより自発的に行われる、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動であって、社会福祉事務所長が適当と認めたものに対する支援を行います。

（３）相談支援事業

障がいのある方や、その家族などからの生活や就労についての相談や身体、知的、精神障がいについての専門的な相談に応じるとともに、成年後見制度、福祉サービスの情報提供などを行います。

（４）成年後見制度利用支援事業

障がいのある方の相談に応じ、成年後見制度の利用に係る必要な情報の提供及び助言又は費用の助成等を行います。

成年後見人制度や関連機関については、Ｐ．７（７）成年後見制度　参照。

（５）市民後見人等人材育成事業

成年後見制度の利用にあたり、親族以外の人が後見人となる市民後見人を育成します。

（６）コミュニケーション支援事業

①手話通訳者等派遣事業

手話通訳員が福祉課に常駐し、市役所外に出張することもあります。また、聴覚障がい者が、公的機関などに出掛ける時に、円滑なコミュニケーションを図るため、市に登録した手話通訳者、要約筆記者、要約筆記奉仕員を派遣しています。

②点訳・音声訳等支援事業

視覚障がい者に、市が発行した文書などの点訳又は音声訳のサービスを提供する事業です。

（７）日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために、障がいの内容により、電気式たん吸引器、視覚障がい者用拡大読書器、ストマ用装具、入浴補助用具等の日常生活用具の給付を行っています。また、在宅の身体障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために、障がいの内容により、先進的な福祉機器（パーソナルコンピュータ等）を購入した場合に費用の一部を助成します。

（８）意思疎通支援者養成事業

手話奉仕員その他聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図る事業に従事する者を養成するため、希望者に対し養成研修を行います。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出を支援するヘルパーを派遣します。

支援内容は、官公庁や金融機関、公的行事、地域の集会、生活必需品の買い物など、社会生活を営む上で必要不可欠な外出と、レクリエーションや観劇、外食など余暇活動等の社会参加のための外出があります。

(10) 地域活動支援センター事業

雇用や就労が困難な障がいのある方に、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供・社会との交流の促進・機能訓練や社会適応訓練などを目的とした支援を行います。

(11) 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴することが困難な身体障がいのある方に、車両で浴槽を運搬して、自宅で入浴を行います。

(12) 知的障害者職親支援事業

知的障がいのある方を対象に、一定期間、職親（知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（法人である場合を含む。））に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進を図るサービスを提供します。

(13) 日中一時支援事業

日中に介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある方に、日中一時支援事業所において、活動の場を提供し、見守りを行います。

(14) 生活サポート事業

障がいのある方等及び難病患者のうち、社会福祉事務所長が必要と認めた方に対して、健康指導、生活支援、家事援助その他社会福祉事務所長が必要と認めるサービスを提供します。

(15) 社会参加促進事業

①身体障害者用自動車改造費等助成事業

障がいのある方本人又は同一世帯の人が所有する自動車の操行装置、駆動装置、車いす等昇降装置の取付けなどの改造をする場合に、その費用の一部を助成します。

②障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方が、自動車運転免許を取得した場合に、免許取得費用の一部を助成します。

③従事者養成研修事業

コミュニケーション支援事業又は声の広報等発行事業に従事する者を養成するため、希望者に対し養成研修を行います。

④声の広報等発行事業

視覚障がい者のためにボランティア団体の協力を得て広報たじみ等を音訳し、ＣＤ等に収録して希望者に配布しています。また多治見市のホームページでも音訳広報を掲載しています。

(16) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護の受給者証の交付を受けている方が大学等へ修学するにあたり、通学や大学等の敷地内において身体介護等の提供を受ける場合の費用の一部を助成します。

(17) 高額地域生活支援事業

地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス・日中一時支援）のサービス提供を受けた利用者が負担した額に対して、負担上限月額を超える額を給付します。

６.補装具、その他の交付・給付

（１）補装具の交付、修理

身体障がい者（児）等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具で、職業その他日常生活の向上を図ること等を目的として、義足、補聴器、車いす等の補装具の購入や修理の費用の一部を支給します。

（２）重度障害者紙おむつ購入費助成事業

在宅の重度障がい者(児)が、紙おむつ等を購入した場合に費用の一部を助成します。

（３）重度身体障害者介助用自動車購入費等助成事業

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者(児)の介助者のための自動車を、リフト付き等に改造又は購入する場合に費用の一部を助成します。

（４）要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等整備事業

重度障がい児者の方が使用する人工呼吸器等が、災害による停電時でも機器を利用でき、障がい児者本人が日常生活を継続できるよう、非常用電源装置の購入費の一部を助成します。

（５）障害者交通費助成事業

障がい者が公共交通機関を利用して通所施設に通うために必要な交通費の一部を助成します。（ただし、障がい者本人とその同一世帯全員が非課税である場合に限る）

（６）難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、コミュニケーション能力等を身につけて円滑に日常生活を送ることができるよう、補聴器の新規購入、更新及び修繕に必要な費用の一部を助成します。

７.障害者福祉タクシー利用料金助成

在宅の身体障害者手帳 1、2、3 級及び身体障害者手帳 4 級のうち下肢・体幹機能障害、視覚障害の方、療育手帳 A、A1、A2、B1 の方、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の方が、タクシー（福祉有償運送車両を含む）を利用する場合に、初乗運賃相当分を助成しています。ただし、自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免措置を受けている方は、助成の対象外です。（令和 2 年 10 月 1 日改正）

８.リフト付福祉タクシー運行料金助成

車いすやストレッチャーのまま乗ることができるリフト付福祉タクシーのひと月の利用額が、一定額を越えた場合に助成します。（助成限度額 10,000 円）

Ⅵ　児童福祉

１．保育園、認定こども園、小規模保育事業所

保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保育が必要な児童を預かり、保育を行う施設です。対象児童は０歳(生後 57 日目)から就学前までです。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。対象児童は０歳(生後６か月)から就学前までです。

小規模保育事業所は、定員６人以上 19 人以下の少人数で行う保育事業所で、対象児童は０歳(生後 57 日目)から２歳児までです。

(１)保育時間

①通常保育

保育園等の通常の保育時間は次のとおりです。

	保育短時間	保育標準時間	実 施 保 育 園 等
平日	8：30～16：30	7：00～18：00	保育園・認定こども園・小規模保育事業所 ※ボコデコキッズ・駅前キッズほっとママ・Jo Blanco・多治見大和キッズ保育園・りんご保育園せいかについては標準時間 7:30～18:30
土曜日	8：30～16：30	7：00～18：00	保育園・認定こども園・小規模保育事業所 ※ボコデコキッズ・駅前キッズほっとママ・Jo Blanco・多治見大和キッズ保育園・りんご保育園せいかについては標準時間 7:30～18:30

保育園……＜公立＞双葉・小泉・池田(公設民営)・共栄・北野・旭ケ丘（公設民営)・市之倉・笠原・星ケ台

＜私立＞けいなん・姫・若草・こうよう・おとわももの木（※)

認定こども園……＜私立＞ジョイフル多治見・前畑

小規模保育事業所……＜私立＞旭ヶ丘あい幼児園・ボコデコキッズ・駅前キッズほっとママ・Jo Blanco・多治見大和キッズ保育園・りんご保育園せいか(※)

令和7年4月からの変更点
※　けいなん保育園、姫保育園は認定こども園に以降します。
※　小規模保育事業所として「ととと保育園」が開園予定です。

②延長保育

保護者の就労時間等のため延長保育が必要と認めた児童に限り、次の保育園等にて延長保育を行っています。

	保育短時間	保育標準時間	実施保育園等
平日	7：00～ 8：30 16：30～19：00	18：00～19：00	保育園・認定こども園・小規模保育事業所 ※小規模保育事業所については各事業所による
土曜日	7：00～ 8：30 16：30～19：00	18：00～19：00	保育園・認定こども園・小規模保育事業所 ※前畑保育園については、18 時以降の延長保育はなし ※小規模保育事業所については各事業所による

（2）休日保育

日曜日及び祝日において、保護者等の就労により保育が必要な児童を預かり、保育します。

【保育時間】　７：00～19：00 のうち希望する時間

【実施場所】　保育園　＜公立＞ 双葉

【対象児童】　市内に住所があり、市内の認可保育園等に在園している児童

※別途料金が必要です。

（3）利用定員

（令和６年 11 月１日現在）（単位：人）

園　　名		公立／私立	定員	所在地	電話番号（市内局番（0572））
保育園	双葉保育園	公立	150	元町４-10-２	22-3582
	小泉保育園		106	小泉町２-153	27-2546
	池田保育園（公設民営）		90	池田町３-120	22-6017
	共栄保育園		110	高田町３-64	22-2507
	北野保育園		120	喜多町８-27	23-3385
	旭ケ丘保育園（公設民営）		104	旭ケ丘８-29-43	27-4526
	市之倉保育園		130	市之倉町８-20	23-7327
	笠原保育園		150	笠原町 1974-１	43-3052
	星ケ台保育園		210	星ケ台３-７-３	25-8006
	けいなん保育園	私立	102	十九田町２-79	22-5629
	姫保育園		246	大藪町 1238	29-2257
	若草保育園		60	京町５-73-１	22-5544
	こうよう保育園		30	京町６-13-２	26-7650
	おとわももの木保育園		81	音羽町４-52-２	44-8256
認定こども園	ジョイフル多治見こども園	私立	69	音羽町１-235	21-6211
	前畑保育園		216	幸町７-２-２	27-2579
小規模保育事業所	旭ヶ丘あい幼児園	私立	19	旭ケ丘 10-２-24	20-2008
	ボコデコキッズ		19	太平町３-53-１	21-4800
	駅前キッズほっとママ		19	栄町２-24	25-5280
	Jo Blanco（ｼﾞｮｰ ﾌﾞﾗﾝｺ）		19	虎渓山町５-63-９	26-8461
	多治見大和キッズ保育園		19	滝呂町 14-186-２	43-5225
	りんご保育園せいか		12	白山町１－206	74-7400

（４）一時的保育事業

①非定型的保育サービス事業

保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童で、生後 12 か月以上で就学前の児童に対して、週３日を限度として保育します。

※年齢は４月１日の年齢

【実施場所】

保育園 ＜公立＞共栄・池田(公設民営)・笠原（※市内居住の児童のみ利用可）

＜私立＞姫・若草・けいなん・こうよう・おとわももの木（※市内・市外居住を問わず利用可）

②緊急保育サービス事業

保護者のやむを得ない事由又は保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などを理由に緊急・一時的に家庭における保育が困難となる児童で、生後 12 か月以上で就学前の児童を、１か月に計 14 日以内を限度として一時的に保育します。（私立園は生後 57 日目又は生後３か月から）

※年齢は４月１日の年齢

【実施場所】

保育園 ＜公立＞双葉・小泉・星ケ台・北野・旭ケ丘(公設民営)・市之倉・笠原・共栄・池田(公設民営)（※市内居住の児童のみ利用可）

＜私立＞姫・若草・けいなん・こうよう・おとわももの木（※市内・市外居住を問わず利用可）

③病児・病後児保育事業

症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない、または病気の回復期にある児童を病児・病後児保育室でお預かりします。

利用に際しては下記施設での事前面談・登録が必要です（利用時に医療機関の診断書要）。

また、本市では病児・病後児保育事業を利用した際の料金に対し、補助を行っております。詳しくは、子ども支援課までお問い合わせください。

【実施施設】

◆病後児保育

ボコデコキッズ　多治見市太平町 3-53-1　　TEL　0572-21-4800

駅前キッズほっとママ　多治見市栄町 2-24　TEL　0572-25-5280

◆病児保育

かえで保育所　　多治見市平井町 4-73　TEL　0572-26-8012

◆利用料の補助金

子ども支援課　　TEL　0572-23-5958

２．子育て支援短期利用事業

保護者の病気・出産・事故、冠婚葬祭などの理由で、一時的に保護者による児童の養育・保護が困難になった場合、児童を一定期間児童養護施設でお預かりします。利用期間は７日以内（やむを得ない場合、必要最小限で延長します）です。

制度を利用した時には、下記のとおり保護者負担金が必要になります。

保護者負担金	（１） 生活保護世帯区分　０円 （２） 市民税非課税世帯区分 ア　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯　０円 イ　その他の世帯 （ア）　２歳未満児　1,100円×日数 （イ）　２歳以上児　1,000円×日数 （３） その他の区分 ア　２歳未満児　5,350円×日数 イ　２歳以上児　2,750円×日数

３．地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね３歳未満の親子がスタッフの見守りのもとで、自由に過ごせる場所です。育児相談や親同士の交流、子育て講座や行事など様々な事業を行っています。その他、機関誌の発行、育児相談を実施しています。

施設名	所在地	電話番号
のびのびすくすくルーム（共栄保育園内）	高田町３-64	0572-23-2199
にこにこルーム（池田保育園内）	池田町３-120	0572-24-7117
きらきらルーム（笠原保育園内）※	笠原町 1974-1	0572-44-1971
ぽかぽか広場（駅北庁舎３階）	音羽町１-233	0572-23-5551

※きらきらルーム（笠原保育園内）は、令和７年４月１日～令和８年３月 31 日まで笠原こども園工事のため休館です。

４．子育て支援ネットワークづくり事業（利用者支援事業）

子育て支援関係機関等の情報を収集するとともに、ホームページ、きずなネットアプリ、フェイスブック、情報誌等で提供し、子育て情報の一元化・共有化を図ります。加えて、各種子育てサービスの利用にあたっての質問や相談に子育てコーディネーターが応じます。

また子育て支援に携わる行政機関や学校、幼稚園、保育園、市民団体などで構成する地域子育て支援ネットワーク協議会を開催し、子育て支援事業の連携を図ります。その他、子育てに関するイベント、講演会を開催しています。

子育てコーディネーターの連絡先： 0572-23-5958

５．ファミリー・サポート・センター事業

保護者の就労や病気に伴う子どもの世話、保育園の送迎、妊産婦家庭の子どもの世話など、既存の保育サービスでは応じきれない保育ニーズを支援する事業です。入会手続きが必要です。

電話番号：0572-25-2091

【利用料金】

<table>
<tr><th>利用日</th><th>時間帯</th><th>通常預かり</th><th colspan="2">緊急・病児・
病後児預かり</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平日
※祝日を除く</td><td>9 時～17 時</td><td>700 円</td><td colspan="2">1,000 円</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>800 円</td><td colspan="2">1,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>9～17 時</td><td>800 円</td><td colspan="2">1,200 円</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>900 円</td><td colspan="2">1,400 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">きょうだい割引
（同時預かり）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">2 人目以降半額</td><td>緊急</td><td>2 人目以降半額</td></tr>
<tr><td>病児</td><td>行わない</td></tr>
</table>

６．たじっこクラブ(放課後児童健全育成事業)　〔担当課：教育推進課〕

昼間保護者等のいない家庭の小学生を対象に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや教育的な支援等を行うことにより児童の健全育成を推進する事業です。

＜設置状況＞　（令和６年４月１日現在）（単位：人）

クラブ名	所在地	定員
養正小たじっこクラブ	養正小学校内	100
精華小たじっこクラブ	精華小学校内	190
共栄小たじっこクラブ	共栄小学校内	60
昭和小たじっこクラブ	昭和小学校内	90
小泉小たじっこクラブ	小泉小学校内	155
池田小たじっこクラブ	池田小学校内	110
市之倉小たじっこクラブ	市之倉小学校内	50
滝呂小たじっこクラブ	滝呂小学校内	110
南姫小たじっこクラブ	南姫小学校内	60
根本小たじっこクラブ	根本小学校内	130
北栄小たじっこクラブ	北栄小学校内	100
脇之島小たじっこクラブ	脇之島小学校内	50
笠原小たじっこクラブ	笠原小学校内	60
合　　計		1,265

※令和６年４月１日現在、市内の全13小学校区に合計13のクラブがあります。

７．児童館・児童センター

児童館は、地域社会の子どもたちに楽しい遊びの場を提供し、健康の増進、情操を豊かにする等、児童の健全育成を目的とする施設です。また、児童館の機能に加えて、体力増進器具を備えた施設を児童センターといい、運動を通して体力の増進を図っています。

併せて、子育て相談や、母親クラブ等の自主的な活動を支援しつつ、乳幼児から高齢者までのふれあいの場として、地域福祉の拠点となっています。

（令和６年４月１日現在）

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
坂上児童館（※）	坂上町７-30	0572-22-6702
中央児童館	御幸町２-95	0572-22-8903
共栄児童館	高田町６－40	0572-23－9230
笠原児童館	笠原町 2081-1	0572-44－2285
精華児童館	上野町４－23－１	0572-25－1533
太平児童センター	太平町２-39-１	0572-25-1131(代)
旭ケ丘児童センター	旭ケ丘７-16-62	0572-27-9783
根本児童センター	根本町３-55-１	0572-27-5500
市之倉児童センター	市之倉町７-124	0572-25-3730
脇之島児童センター	脇之島町６-31-５	0572-25-2151
滝呂児童センター	滝呂町 10-87-４	0572-24-5560(代)
南姫児童センター	大針町 80-２	0572-20-2020(代)
小泉児童センター	小泉町７－178	0572-27－1181

令和7年4月からの変更点

※　坂上児童館は廃止され、養正児童館が開館します。

所在地　陶元町 135 番地の３　電話　0572-25-3622

８．障がい児福祉

（１）要支援児保育

保育園では、保育が必要な要支援児を預かり、多くの子どもたちと集団保育を行う中で、要支援児の心身の成長発達を促進します。

（２）児童発達支援

肢体不自由などの障がいや、発達に心配のある就学前の児童が通園し、個々に応じた指導や訓練を受け、健康で豊かな発達や成長を目指します。

（令和７年１月１日現在）

事務所名	所在地	運営主体	電話番号
多治見市児童発達支援センター「わかば」	脇之島町 7-59-13	多治見市（指定管理：多治見市社会福祉協議会）	0572-25-0783
Ｕライフ	平和町 6-364	社会福祉法人みらい	0572-56-9900
総合学習型児童デイサービス　みどりのさと	坂上町 10-60	株式会社Ｕ＆Ｉ	0572-74-5655
こどもサポート教室「きらり」多治見校	明和町６-47	株式会社クラ・ゼミ	0572-56-6678
天使の居場所	前畑町 5-21-1	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手	0572-24-3798
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー多治見	美坂町 5-56-1	株式会社 FairyRose	0572-56-0810
ほっとスマイル	平井町 4-73	社会福祉法人みらい	0572-29-1520
ハミング　ことばとからだとこころの教室	平井町 4-73	社会福祉法人みらい	0572-26-8646
てらぴぁぽけっと多治見教室	平和町 7-35　レジデンスありさ北館１階	株式会社海鵬	0572-51-7811
まあぶる	喜多町 4-16	社会福祉法人美徳会	057224--74-5505
みんなの居場所	金岡町 2-34-2	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手	0572-24-3798

（３）保育所等訪問支援

発達支援に関わる指導員が、園など集団生活を営む施設を訪問し、障がいや発達に遅れを持つ児童が集団生活へ適応できるよう支援します。

（４）放課後等デイサービス

小学校、中学校、高校に就学している障がいをもつ児童が、放課後や長期休暇中に通所して日常生活での基本的な動作の指導、集団への適応訓練等を受けます。

（令和７年１月１日現在）

事務所名	所在地	運営主体	電話番号
Ｕライフ	平和町6-364	社会福祉法人みらい	0572-56-9900
第２おひさまクラブ	北丘町１-23-１	特定非営利活動法人 多治見ひなたぼっこ	0572-44-8585
総合学習型児童デイサービス みどりのさと	坂上町10-60	株式会社U&I	0572-74-5655
放課後等デイサービスmelike ドリーム校	大畑町４-30	株式会社ワンズホーム	0572-44-9750
すだち	笠原町2455-405	株式会社アイステップ	0572-26-9720
放課後等デイサービスイコラ	西坂町２-86-96	株式会社ハリカ多治見	0572-26-8186
みらいへのいえ多治見	昭栄町86-３	株式会社ミライへ	0572-44-9607
すだち大原	大原町11-35	株式会社アイステップ	0572-44-9995
こどもサポート教室「きらり」 多治見校	明和町６-47	株式会社クラ・ゼミ	0572-56-6678
放課後等デイサービス　ミライク　ジャンプ校	池田町5-300	株式会社ワンズホーム	0572-56-9560

Cocoro 多治見生田教室	生田町4-84-7	株式会社ルナンプロダクション	0572-53-0217
COLORBONBON	旭ケ丘7-16-20	一般社団法人　COLOR AID	0572-51-6737
みらいへのいえ姫	多治見市姫町1-56	株式会社ミライへ	0572-56-7112
天使の居場所	前畑町5-21-1	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手	0572-51-5588
すだち坂上	坂上町7-32	株式会社アイステップ	0572-56-9881
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー多治見	多治見市美坂町5-56-1	株式会社FairyRose	0572-56-0810
ほっとスマイル	平井町4-73	社会福祉法人みらい	0572-29-1520
ハミング　ことばとからだとこころの教室	平井町4-73	社会福祉法人みらい	0572-26-8646
cocoro　多治見駅前教室	栄町2-58-3　センタービル	株式会社ルナンプロダクション	0572-56-0670
I　am	大正町1-4-2 コーポラスHIDA205号室・206号室	一般社団法人LiC-GiO	080-4964-9310
てらぴぁぽけっと多治見教室	平和町7-35　レジデンスありさ北館１階	株式会社海鵬	0572-51-7811
まあぶる	喜多町4-16	社会福祉法人美徳会	0572-74-5505
みんなの居場所	金岡町2-34-2	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手	0572-24-3798

９．家庭相談員

子どもに関する相談に応じ、援助・助言をしています。

具体的な内容は、次のとおりです。

① 家庭内の育児やしつけなど子育ての悩みごとについて

② 言葉の遅れや知的障がい、自閉症等各種障がいについて

③ いじめや登校・登園していない状態にある児童について

④ 家庭内での暴力、ひきこもりなどについて

⑤ 夜遊びや家出等の問題行動のある児童について

⑥ その他

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

10. 虐待対応専門員

虐待に係る子どもやその保護者等からの児童虐待の相談に応じています。また、「児童虐待を受けたと思われる」児童を発見したときは、子ども支援課まで相談ください。

児童虐待の種類は次のとおりです。

① 身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど。

② 性的虐待

子どもに対して性的ないたずらをする、性的関係を強要する、性器や性交を見せるなど。

③ 養育放棄（ネグレクト）

食事を与えない、病気になっても病院へ連れて行かない、自動車の中に放置するなど。

④ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

11. 子ども家庭総合支援拠点

支援が必要な市内全ての子ども（18 歳まですべて）と家族及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を行います

Ⅶ　ひとり親（母子・父子）・女性福祉

１．相談

（１）母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の生活一般について相談に応じ、必要な助言、指導を行うとともに、関係機関と協力し、ひとり親の自立を助けるために必要な指導を行っています。

具体的な内容は、次のとおりです。

① 母子、父子、寡婦福祉資金の貸付、償還に関する相談

② 生活費、教育費、医療費、手当等の経済上の問題に関する相談

③ 就職、生業、住宅、離婚、母子生活支援施設等生活上の問題に関する相談

④ 自立を促進するためのひとり親自立支援プログラムを策定

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

（２）女性相談支援員

女性に対する相談業務を行っています。

今日、社会状況の変化とともに、女性をとりまく問題も多様化し、それに伴ってさまざまな問題が生じています。夫の酒乱、暴力、借金、離婚問題、家庭内の不和、子どもの教育、男女問題など多岐に渡っています。

知識や経験を生かして、親身になって助言、指導にあたります。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

２．母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの健全育成を図るために、修学資金など各種資金の貸付申請の受付・相談窓口です。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

（１）母子福祉資金

母子家庭の母親又はその児童に対して貸付を行っています。

＜貸付区分＞

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

（２）父子福祉資金

父子家庭の父親又はその児童に対して貸付を行っています。

＜貸付区分＞

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

（３）寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法により母子（子ども 20 歳以上）や、子どものいない 40 歳以上の一人暮らしの寡婦に対しても貸付を行っています。

＜貸付区分＞

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

３．高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利となる資格の取得を目指している母子家庭・父子家庭の親を支援するために、生活費を援助します。

電話番号：0572-23-5958（子ども支援課こども家庭センター内）

（１）高等職業訓練促進給付金

資格取得のために１年以上専門学校などで修学する場合一定期間（上限４年）、給付金を支給します。

非課税世帯：100,000 円/月　　課税世帯：70,500 円/月

修業期間の最後の 12 か月は月額 40,000 円ずつ増額されます。

非課税世帯：140,000 円/月　　課税世帯：110,500 円/月

（２）高等職業訓練修了支援給付金

就学期間終了後に、入学時の負担費用等に対して給付金を支給します。

非課税世帯：50,000 円/月　　課税世帯：25,000 円/月

４．自立支援教育訓練給付金

母子家庭・父子家庭の親が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるために指定の教育講座を受講・終了した場合に、その費用の一部を助成します。

【支給額】

① 一般教育訓練給付金又は特定一般訓練給付金の特定講座の費用の 60%に相当する額（上限 20 万円）

② 専門実践教育訓練給付金の指定講座の費用の 60%に相当する額（上限 修学年数×20 万円、最大 80 万円）

③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は①または②に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※申請する際は、講座の指定を事前に受ける必要があります。受講前に必ずお問い合わせください。

※費用の 60%の額が 12,000 円を超えない場合は支給しません。

電話番号：0572-23-5958（子ども支援課こども家庭センター内）

５．ひとり親高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進資金給付金の受給者を対象に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、資格取得を促進することや、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に住宅支援資金を貸し付けます。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課こども家庭センター内）

（１）入学準備金

高等職業訓練促進給付金の受給者が対象

貸付金額　50 万円以内

貸付利子　年 1.0%　※連帯保証人がいる場合は無利子

（２）就職準備金

高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の訓練を終了し、資格を取得した方

貸付金額　20 万円以内

貸付利子　年 1.0%　※連帯保証人がいる場合は無利子

（３）住宅支援資金

児童扶養手当の受給者（同等の所得水準の方を含む）で、ひとり親自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付金額　入居している住宅の家賃（月額上限 4 万円・12 ヶ月以内）

貸付利子　無利子

Ⅷ　医療と手当

１．福祉医療　〔担当課：保険年金課〕

（１）子ども医療費助成

【対象者】　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの児童

【内　容】　病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成の対象になります。

※ 令和７年４月１日から対象者を 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までに拡大します。

（２）重度心身障害者医療費助成

【対象者】　①身体障害者手帳１級～３級、岐阜県の療育手帳Ａ、Ａ１～Ｂ１、精神障害者保健福祉手帳１級～２級のいずれかを所持している人

②身体障害者手帳４級又は岐阜県の療育手帳Ｂ２を所持している人（ただし、65 歳未満の人は市町村民税非課税者の方のみ。65 歳以上の方は所得額が所得制限基準額を超えない方）

【内　容】　病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成の対象になります。

（３）母子家庭等医療費助成

【対象者】　母子家庭の母親と18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童又は両親のいない 18 歳未満の児童又は父親が一定程度の障がいの状態にある家庭の母親と 18 歳未満の児童。ただし、一定額以上の所得がある人は対象になりません。

【内　容】　病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成の対象になります。

（４）父子家庭医療費助成

【対象者】　父子家庭の父親と18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童又は母親が一定程度の障がいの状態にある家庭の父親と 18 歳未満の児童。ただし、一定額以上の所得がある人は対象になりません。

【内　容】　病院等で治療を受けた時の自己負担額（保険診療分）が助成の対象になります。

（５）精神障がい者医療費助成

【対象者】　自立支援医療受給者証（精神通院）を所持していて、市町村民税非課税である人

【内　容】　精神通院医療公費負担制度を利用した際の自己負担額（保険診療分）が助成の対象になります。

２．手　当

手当に関する担当課は、（１）、（２）については保険年金課、（３）～（５）については福祉課です。

（１）児童手当

児童手当は、18 歳（誕生日以後最初の３月 31 日）までの児童を養育している人を対象に支給され、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

（２）児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童を養育する親又は養育者（祖父母など）に支給されます。この手当は、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

（３）特別児童扶養手当

障がいのある児童の生活の向上に役立てるため、その児童を養育している人に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

（４）特別障害者手当

在宅の 20 歳以上の重度障がい者に対して、手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

（５）障害児福祉手当

重度の障がいを有する児童に対し、手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。（３）の特別児童扶養手当と併給することができます。

Ⅸ　生活福祉

１．生活保護

（１）生活保護の目的

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されています。

生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保証するとともにその自立を助長することを目的とするものです。

（２）生活保護の基準と種類

①生活保護の基準

生活保護は、その世帯の最低生活費と収入とを比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費の不足分だけ保護を行う制度です。その最低生活費は、厚生労働大臣が定める基準で計算されます。

保護基準は、保護を要するか否かを決める尺度であると同時に、どの程度の保護を必要としているかという尺度でもあります。

また、保護を必要とする人の居住地、年齢、世帯人員などに分けて厚生労働大臣が定めます。具体的には生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に応じて、全国の市町村を６区分の級地（１～３級地の各２区分）に分類して基準を定めています。多治見市は２級地の２の基準が適用されます。東京･大阪等の大都市は１級地の１です。

（例）多治見市における標準世帯の最低生活費（令和６年 10 月時点）

夫婦子１人世帯（33 歳、29 歳、４歳）の場合

生活扶助	154,650 円（内、児童養育加算 10,190 円）
住宅扶助	41,800 円（限度額）

※上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

②生活保護の種類

生活保護は８種類の扶助に分けられています。

ア．生活扶助　　イ．教育扶助　　ウ．住宅扶助　　エ．医療扶助　　オ．介護扶助

カ．出産扶助　　キ．生業扶助　　ク．葬祭扶助

③その他の支援

・就労自立給付金　　・進学準備給付金　　・保護施設事務費　　・就労支援

２．生活困窮者自立支援事業

（１）目的

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を実施することにより、自立の促進を図ることを目的としています。生活保護の前にある「第２のセーフティネット」として、様々な支援事業により支援を行っています。

（２）事業の種類

多治見市では、必須事業（①及び②）のほか、任意事業（③及び④）により支援しています。

①自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度で実施する支援事業の入口となる事業です。

生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報共有及び助言、関係機関との連絡調整を行い、個々人の状態にあったプランを作成し、必要な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。

②住居確保給付金

離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する事業です。

③家計改善支援事業

家計に問題・課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、家計改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言、指導等を行う事業です。

④就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業です。

（３）相談窓口

当事業は、多治見市社会福祉協議会へ委託し、総合福祉センター２階「生活相談センター」にて実施しています。

また、駅北庁舎２階福祉課内でも相談を受けることができます。

３．災害援護

（１）災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

自然災害により死亡した方の遺族に災害弔慰金を、自然災害により心身に著しい障がいを受けた方に災害障害見舞金を支給します。また、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行います。

援助の種類	被害状況	支給額又は貸付限度額
災害弔慰金	主に生計を維持していた方が死亡したとき	１人につき　500万円
	それ以外の方が死亡したとき	１人につき　250万円
災害障害見舞金	主に生計を維持していた方	１人につき　250万円
	それ以外の方	１人につき　125万円
災害援護資金の貸付け		１世帯あたり　150万円～350万円

（２）災害見舞金

自然災害又は火災により死亡した方の遺族又は被害を受けた世帯の世帯主に災害見舞金を支給します。

被害状況	支給額
火災による死亡	１人につき　10万円
災害・火災により住家が全焼、全壊	１世帯につき　10万円
災害・火災により住家が半焼、半壊	１世帯につき　５万円
床上浸水	１世帯につき　３万円

（3）被災者生活・住宅再建支援金

災害救助法が適用されるような大規模な災害により住宅が被災した世帯主に支援金を支給します。ただし、被災者生活再建支援法が適用される場合は、同法の制度により支援を受けることができます。

<table>
<tr><th>被害状況</th><th>基礎支援金の支給額</th><th>加算支援金の支給額</th></tr>
<tr><td>住宅が全壊</td><td rowspan="3">75～100 万円</td><td rowspan="3">建設・購入　150～200 万円
補修　75～100 万円
賃貸　37.5～50 万円</td></tr>
<tr><td>住宅を解体</td></tr>
<tr><td>長期避難</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>37.5～50 万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>なし</td><td>建設・購入　75～100 万円
補修　37.5～50 万円
賃貸　37.5～50 万円
（法対象者は 18.75～25 万円）</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>37.5～50 万円</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>22.5～30 万円</td></tr>
</table>

４．日本赤十字社

日本赤十字社岐阜県支部多治見市地区として県支部の指導により、地区事業の遂行に努めています。特に国内外にわたる災害救護活動、奉仕活動、社会福祉など数々の人道事業を円滑かつ強力に推進することを目的に毎年８月頃、区長及び町内会長の方々に社資募集のご協力をお願いしています。また、市内の法人にも法人社資のご協力をお願いしています。

なお、赤十字奉仕団として、池田分団、中央分団、笠原分団の３団が「寝たきりの方訪問活動」、「ひとり暮らしの方訪問活動」等の地域福祉の活動に従事しています。

５．戦傷病者、戦没者等の遺族援護

戦没者等の遺族に対する弔慰金・特別弔慰金と戦傷病者、戦没者の妻に対する特別給付金等が国から支給されます。これらについては、市の広報紙などに掲載してお知らせします。

Ⅹ　民生児童委員と主任児童委員

民生児童委員（民生委員・児童委員）は、住民の立場に立って相談に応じ、市役所などの関係機関へのつなぎ役として必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めます。民生委員法により厚生労働大臣に委嘱され、児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する（主に任ずる）民生委員・児童委員として主任児童委員も各小学校区に２名ずつ配置されています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は３年です。

民生児童委員の主な職務内容は、次のとおりです。

① 社会調査（地域におけるアンテナ的役割）
② 相談（地域における世話人的役割）
③ 情報提供（地域における告知板的役割）
④ 連絡通報（地域におけるパイプ的役割）
⑤ 調整（地域における潤滑油的役割）
⑥ 生活支援（地域における支援的役割）
⑦ 意見具申（地域における代弁者的役割）

民生児童委員と主任児童委員の定数は次の表のとおりです。

（令和６年 12 月１日現在）（単位：人）

地　域	民生児童委員	主任児童委員
養正	18	2
昭和	17	2
脇之島	9	2
精華	25	2
共栄	6	2
小泉	14	2
池田	10	2
根本	17	2
南姫	8	2
北栄	18	2
市之倉	11	2
滝呂	12	2
笠原	18	2
合　計	183	26

XI　市の福祉複合施設

１．総合福祉センター

所　　在　　地　多治見市太平町２-39-１　　TEL　0572-25-1131

休　　館　　日　土曜日・日曜日・祝日　　12 月 29 日～１月３日

ただし、太平児童センターは、月曜日（第３日曜日の翌日を除く）・第３日曜日・祝日（祝日が月曜日に当たる時はその翌日）・12 月 29 日～１月３日

老人福祉センターは、12 月 29 日～１月３日

主な施設内容　太平児童センター

老人福祉センター

障害者福祉センター

太平地域包括支援センター

生活相談センター

　生活困窮者自立支援事業

　福祉サービス利用支援センター（※）

東濃成年後見センター

東濃権利擁護センター

ボランティアセンター（※）

社会福祉協議会事務局（※）

※は、多治見市社会福祉協議会による運営です。

２．サンホーム滝呂

所　　在　　地　多治見市滝呂町 10-87-４　　TEL　0572-24-5560

休　　館　　日　土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～１月３日

ただし、滝呂児童センターは、月曜日（第３日曜日の翌日を除く）・第３日曜日・祝日（祝日が月曜日に当たる時はその翌日）・12 月 29 日～１月３日

滝呂老人福祉センターは、日曜日・祝日・12 月 29 日～１月３日

主な施設内容　滝呂児童センター

滝呂老人福祉センター

滝呂地域包括支援センター

滝呂在宅老人デイサービスセンター（※）

※は、多治見市社会福祉協議会による運営です。

３．ふれあいセンター姫

所　　在　　地　多治見市大針町 80-２　　TEL　0572-20-2020
休　　館　　日　土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～１月３日
ただし、南姫児童センター・南姫老人福祉センターは、日曜日・祝日（祝日が日曜日に当たる時はその翌日）・12 月 29 日～１月３日
主な施設内容　南姫児童センター
南姫老人福祉センター
南姫地域包括支援センター
南姫在宅老人デイサービスセンター（※）
多治見市役所の南姫事務所が併設されています。
※は、多治見市社会福祉協議会による運営です。

４．かさはら福祉センター

所　　在　　地　多治見市笠原町 2900-６　　TEL　0572-43-4158
休　　館　　日　第３日曜日・祝日(祝日が第３日曜日に当たる時はその翌日)・12 月 29 日～１月３日
主な施設内容　笠原地域包括支援センター
笠原在宅老人デイサービスセンター(※)
南ケアプランセンター（※）
笠原地域福祉協議会
※は、多治見市社会福祉協議会による運営です。

XII　社会福祉協議会

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業経営者及び社会福祉活動を行う者が参加して組織されています。

社協では、地域の社会福祉調査・研究、各種相談事業、ボランティア活動の育成、福祉教育、福祉行政機関や福祉施設・団体との連絡調整及び地域住民の組織化活動を援助する事業のほか、介護保険事業、障害者総合支援事業や保育園の運営も行っています。

１．社協のあらまし

（１）概要

設　立　昭和29年７月（法人の設立　昭和43年３月28日）

所在地　多治見市太平町２-39-１（多治見市総合福祉センター内）

（２）事業

社会福祉法において、次のように定められています。

① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

２．地域福祉事業

（１）地域福祉活動計画

地域の福祉課題を把握し、地域住民や関係団体と協力して課題の解決を図るための目標と地域福祉の活動を示すものとして地域福祉活動計画を策定しています。

（２）福祉委員

福祉委員は、誰もが地域で安心して暮らせるように、民生児童委員などと連携して、身の回りで困っている人を早期に発見し、適切なサービスに結びつけるとともに、近隣の方々の協力を得て支え合える体制を地域ぐるみで築くために町内会単位に設置しています。

（３）社協出前講座

市内の小中学校、高等学校や住民の方々からの要望に応じ、職員が地域へ出向き、専門的な知識と経験を活かした、健康講座、福祉座談会、福祉体験教室などの様々な講座を開催します。

（4）ひまわりサロン

ひまわりサロン事業は、地域住民が主体となって、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを図る活動です。地域の誰もが、楽しく、気軽に、無理なく集える場を地域でつくるため、歩いて行ける規模（集会所、公民館など）で実施しています。人と会い、会話をし、大声で笑い、仲間と楽しい時間を過ごすことはひきこもりの予防にもなります。

【事業内容】

①レクリエーション（唱歌、制作、演奏、ゲームなど）
②健康づくり（健康相談、血圧チェック、健康体操など）
③おしゃべり会
④季節の行事(花見、紅葉狩りなど)
⑤子どもの遊び場、親と子の居場所づくり
⑥介護予防（脳トレゲーム、筋力アップ体操など）
⑦ボッチャ・健康麻雀
⑧その他（参加者と協力者の希望や思いを大切に企画します）

＜ひまわりサロンの数＞　　（各年10月1日現在）

令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	119		127		137
〈内訳〉		〈内訳〉		〈内訳〉	
高齢者	108	高齢者	116	高齢者	130
障がい児者	5	障がい児者	7	障がい児者	4
子育て	6	子育て	4	子育て	3

（５）地域福祉協議会

地域住民が主体となる福祉活動の推進や身近な場所での相談・支援、地域の連絡調整の強化などを目的に、地域住民によって運営する地域福祉協議会を設置しています。小学校区を単位とし、平成16年度の脇之島小学校区を皮切りに、笠原、市之倉、根本、北栄、共栄、養正、小泉地域のそれぞれの小学校区に設置されており、令和6年4月に9カ所目となる精華小学校区に設立されました。

【事業内容】

①地域ボランティアの登録・あっせん・養成

②住民による小地域福祉活動の推進、活動支援

③生活支援サービスの実施

④福祉相談窓口の開設、運営

⑤地域組織・団体との連携

⑥地域福祉課題の調査・研究

⑦総会の開催や広報紙の発行などによる福祉への理解促進　など

名　　称	所　在　地	電話番号
脇之島地域福祉協議会 （ふれあいセンターわきのしま）	脇之島町６－31－１ （34区自治会センター内）	0572-22-6828
笠原地域福祉協議会	笠原町2900－６ （かさはら福祉センター２階）	0572-43-6822
市之倉地域福祉協議会 （ふれあいの里いちのくら）	市之倉町８－20 （市之倉青年会館内）	0572-21-1147
根本校区地域福祉協議会 （ふれあいねもと）	北丘町１－73 （根本22区民館構内）	0572-27-6605
北栄地域福祉協議会 （ふれあい北栄）	旭ケ丘10－２－41 （市営住宅内）	0572-27-5411
共栄地域福祉協議会 （ふれあい共栄）	小名田町３－216 （旧共栄診療所）	0572-26-9559
養正地域福祉協議会	坂上町７―30 （坂上児童館内）	0572-26-9116
小泉地域福祉協議会 （ふれあい小泉）	小泉町７－178 （小泉交流センター内）	0572-51-2418
精華地域福祉協議会 （ふれあいの街せいか）	西坂町2-190 （西坂第二集会所内）	0572-51-2170

３．生活支援事業

（１）車いす貸出事業

一時的に車いすを必要とされる方に貸し出すことで、身体的な負担を減らすとともに、外出をお手伝いします。（貸出期間は２か月以内で、料金は無料です。）

（２）生活福祉資金貸付事業

他からの借入が困難な低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的な自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉や社会参加の促進を図ります。社協に相談のうえ申し込みを行い、貸付審査は岐阜県社会福祉協議会が行います。

資金種類	内　　容
総合支援資金	失業など日常生活全般に困難を抱えた世帯の再建に必要な相談支援（就労支援・家計指導等）を行いながら資金を貸し付けます。
福祉資金	低所得者世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対し、日常生活上の一時的に必要な経費を貸し付けます。 また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった際の少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。
教育支援資金	低所得世帯に属する方が高等学校、大学などへ進学するために必要な経費を貸し付けます。
不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。
令和６年能登半島地震災害特例貸付	令和 6 年能登半島地震により被災され、岐阜県内に避難された方（世帯）への当座の生活費（緊急小口資金）を貸し付けします。

（３）臨時特例つなぎ資金貸付制度

公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者の方に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした貸付制度です。社協に相談のうえ申し込みを行い、貸付審査は岐阜県社会福祉協議会が行います。

（４）小口資金貸付事業

一時的な緊急事態の際に少額の資金の貸し付けを行い、就労支援と共に生活指導を行うことで自立の援助を図ります。

（５）日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援センター）

認知症や知的・精神障がい等の症状がある方で、判断能力に不安があるために、福祉サービスの利用の方法、日常生活に必要な預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象に、岐阜県社会福祉協議会から委託を受けて相談・支援を行っています。

＜サービスの内容＞

・福祉サービスの利用援助：福祉サービスの適切な利用や利用料金の支払いの援助等
・日常的金銭管理サービス：日常生活に必要な支払いや預貯金の出し入れの援助等
・書類等預かりサービス：大切な証書や印鑑等の預かり

４．ボランティア活動支援事業

（１）多治見市ボランティアセンター事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成・援助を行い、社会福祉の増進を進めます。

①ボランティアセンター（ボランティアルーム）の概要

場　　所　　総合福祉センター　４階
開館日時　　午前８時 30 分～午後９時 30 分（12 月 29 日～１月３日を除く）
施設内容　　パソコンコーナー、ボランティア情報コーナー、コピー機の使用

②ボランティア登録者数　　（各年 10 月１日現在）

区　　分	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
団　　体	118 団体	3,521 人	131 団体	3,702 人	137 団体	3,919 人
個　　人		81 人		59 人		73 人

（２）福祉共育支援事業

福祉共育支援事業は、市内の小・中・高等学校で行われる福祉教育・活動を支援することで福祉教育の充実を図ることを目的としています。

【活動内容】

・福祉体験学習の助言、指導
・福祉体験学習に必要な教材等の貸出
・本会が運営する福祉施設の見学案内
・福祉に関する講師の派遣調整
・その他福祉教育の推進に必要な事業

【連絡会の開催】

・福祉教育担当の教師及び教育委員会を交えて、福祉活動への取り組みに関する情報交換や意見交流を行っています。

５．広報・啓発・相談事業

（１）多治見市社会福祉大会

昭和 40 年から毎年１回社会福祉関係者が一堂に集まり、市民の福祉に対する一層の理解と協力を得ることを目的として開催しています。

大会では、社会福祉に功績のあった方の表彰をはじめとして、大会宣言、大会決議の採択を行い、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」への住民参加を呼びかけています。

（２）広報事業

社会福祉に対する市民啓発や福祉事業のＰＲのための広報活動を行っています。

【主な事業】

①広報紙「ふれあい」の発行（２か月に１回発行、市内全世帯に配布）

②音訳ボランティアによって作成された「声の広報」（広報たじみ、議会だより、ふれあい等をテープに録音したもの）を市内の視覚障がい者（希望者）に送付及びホームページへ掲載

③Facebook、Instagram 等 SNS の運営

（３）相談事業

ちょっとした悩み、愚痴から深刻な心配ごとまで専門の相談員がじっくり話を伺っています。

【場所】総合福祉センター

福祉相談	相談日	月曜日～金曜日
	時　間	8：30～17：15
	内　容	福祉に関すること全般
	担当者	社協職員

６．共同募金

共同募金運動は、民生児童委員、自治会、事業所、ボランティア等の協力を得て、毎年10月1日から12月31日まで（12月は「歳末たすけあい運動」）の期間に全国的に展開されます。

＜共同募金の使いみち＞

・福祉施設（老人ホーム、障害者福祉施設、保育園など）の建物・設備・備品の整備（※）
・社会福祉協議会が行う地域の課題解決のための各種事業
・災害時の災害ボランティアセンター設置運営費や被災地支援

（※）介護保険事業施設は除く

７．社会福祉事業基金

昭和60年度から制度を設け、多治見市社会福祉協議会への寄附の一部を社会福祉事業基金として積み立てています。この基金は、地域福祉の推進や生活困窮者への支援等に活用しています。

８．市からの委託事業

【指定管理事業】

①総合福祉センター＜児童センター、障害者福祉センター、老人福祉センター＞
②サンホーム滝呂＜児童センター、老人福祉センター＞
③ふれあいセンター姫＜児童センター、老人福祉センター＞
④かさはら福祉センター
⑤児童館・児童センター＜旭ケ丘・共栄＞
⑥児童発達支援センター＜わかば＞
⑦池田保育園

【その他の事業】

①地域包括支援センター事業
＜総合福祉センター、サンホーム滝呂、ふれあいセンター姫、かさはら福祉センター＞
②生活支援ヘルパー派遣事業（介護保険適用以外の人）
③生活困窮者自立支援事業＜生活相談センター＞
④生活支援コーディネーター

令和６年度　たじみのふくし（改訂版）

発　行　　令和７年３月
編　集　　多治見市福祉部福祉課

〒507-8787　多治見市音羽町1-233
TEL　0572-23-5812　（直通）
E-mail　fukusi2@city.tajimi.lg.jp

この冊子は、総額79，860 円（税込)で330部作成しました。
この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」の基準に従い、
印刷用の紙へのリサイクルに適した材料（A ランク）のみを用いて作成しています。
リサイクル適合：紙へリサイクル可